

第 1 3 次 鳥 獣 保 護 管 理 事 業 計 画 書

令和 4 年 4 月 1 日から

5 年間

令和 9 年 3 月 3 1 日まで

宮 城 県

目次

第1 計画の期間	- 1 -
第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	- 1 -
1 鳥獣保護区の指定	- 1 -
(1) 方針	- 1 -
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	- 3 -
(3) 既指定鳥獣保護区の変更計画	- 3 -
2 特別保護地区の指定	- 6 -
(1) 方針	- 6 -
(2) 特別保護地区指定計画	- 7 -
3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定等	- 9 -
(1) 方針	- 9 -
4 休猟区の指定	- 10 -
(1) 指定に関する中長期的な方針	- 10 -
(2) 本計画期間における指定	- 10 -
5 鳥獣保護区の整備等	- 10 -
(1) 方針	- 10 -
(2) 整備計画	- 11 -
第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	- 12 -
1 鳥獣の人工増殖	- 12 -
(1) 方針	- 12 -
(2) 人工増殖計画	- 12 -
2 放鳥獣	- 12 -
第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	- 13 -
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	- 13 -
(1) 希少鳥獣	- 13 -
(2) 狩猟鳥獣	- 13 -
(3) 外来鳥獣	- 13 -
(4) 指定管理鳥獣	- 14 -
(5) 一般鳥獣	- 14 -
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	- 14 -

(1) 許可しない場合の基本的考え方	- 14 -
(2) 許可に当たっての条件の考え方	- 14 -
(3) わなの使用に当たっての許可基準	- 15 -
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	- 15 -
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	- 15 -
3 学術研究を目的とする場合	- 15 -
4 鳥獣の保護を目的とする場合	- 17 -
5 鳥獣の管理を目的とする場合	- 18 -
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的	- 18 -
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	- 19 -
6 その他特別の事由の場合	- 23 -
(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	- 23 -
(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	- 24 -
(3) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	- 24 -
(4) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的	- 24 -
7 その他、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	- 24 -
(1) 捕獲許可した者への指導	- 24 -
(2) 従事者の指揮監督	- 25 -
(3) 危険の予防	- 25 -
(4) 錯誤捕獲の防止	- 25 -
(5) 許可権限の市町村長への移譲	- 25 -
(6) 鳥類の飼養の適正化	- 26 -
(7) 販売禁止鳥獣等の販売許可	- 26 -
第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	- 26 -
1 特定猟具使用禁止区域の指定	- 26 -
(1) 方針	- 26 -
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	- 27 -
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	- 27 -
2 指定猟法禁止区域	- 28 -
(1) 方針	- 28 -
(2) 指定猟法禁止区域指定計画	- 29 -
(3) 指定猟法禁止区域指定内訳	- 29 -
3 猟区設定のための指導	- 29 -
(1) 方針	- 29 -
(2) 設定指導の方法	- 29 -

第6	第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	- 29 -
1	第一種特定鳥獣保護計画の作成及び計画に基づく施策の方針	- 29 -
2	本計画期間における第一種特定鳥獣保護計画の作成	- 30 -
3	第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針	- 30 -
	(1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針	- 30 -
	(2) 関係都道府県との連携に関する方針	- 30 -
第7	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	- 31 -
1	基本方針	- 31 -
2	鳥獣の生態に関する基礎的な調査	- 31 -
	(1) 方針	- 32 -
	(2) 鳥獣生息分布調査	- 32 -
	(3) 希少鳥獣保護調査	- 32 -
	(4) ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査	- 32 -
	(5) 狩猟鳥獣生息調査	- 33 -
	(6) 鳥獣管理対策調査	- 33 -
3	法に基づく諸制度の運用状況調査	- 33 -
	(1) 鳥獣保護区の指定・管理等調査	- 33 -
	(2) 捕獲情報収集調査	- 33 -
	(3) 制度運用の概況情報	- 34 -
第8	鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	- 34 -
1	鳥獣行政担当職員	- 34 -
	(1) 方針	- 34 -
	(2) 設置計画	- 34 -
	(3) 研修計画	- 35 -
2	鳥獣保護管理員（自然保護員）	- 35 -
	(1) 方針	- 35 -
	(2) 設置計画	- 35 -
	(3) 年間活動計画	- 35 -
	(4) 研修計画	- 35 -
3	保護及び管理の担い手の育成及び配置	- 36 -
	(1) 方針	- 36 -
	(2) 研修計画	- 36 -

(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策	- 36 -
4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備	- 36 -
(1) 方針	- 36 -
(2) 鳥獣保護管理の総合的な拠点等の施設整備計画	- 36 -
5 取締り	- 37 -
(1) 方針	- 37 -
(2) 年間計画	- 37 -
6 必要な財源の確保	- 37 -
第9 その他	- 37 -
1 鳥獣保護管理事業	- 37 -
2 狩猟の適正化	- 37 -
3 傷病鳥獣救護への対応	- 38 -
(1) 方針	- 38 -
(2) 体制及び傷病鳥獣個体の措置	- 38 -
4 油等による汚染に伴う水鳥の救護	- 39 -
5 感染症への対応	- 39 -
(1) 高病原性鳥インフルエンザについて	- 39 -
(2) 豚熱 (CSF) について	- 40 -
(3) その他の感染症について	- 40 -
6 普及啓発	- 40 -
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	- 40 -
(2) 安易な餌付けの防止	- 41 -
(3) 猟犬の適切な管理	- 42 -
(4) 野鳥の森等の整備	- 42 -
(5) 愛鳥モデル校の指定	- 42 -
(6) 水鳥の保護	- 43 -
(7) 法令の普及徹底	- 43 -
7 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染への影響	- 44 -

第1 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

イ 指定に関する中長期的な方針

本県は、緑豊かな自然環境に恵まれ、山岳地帯から海域まで多様な地形を有しているが、高度経済成長期以降の各種開発等を通じて山野の宅地化が進み、野生鳥獣の生息域が減少しつつあったことから、野生鳥獣の生息環境を保護・保全する拠点として、積極的に鳥獣保護区の指定に努めてきた。その結果、第12次鳥獣保護事業計画終了時には、鳥獣保護区の面積は、約145,965ha、県土面積に対する鳥獣保護区のア積の割合は約20%に達している。

これにより、安定した野生鳥獣の生息環境が確保されるとともに、本県域の生物多様性が現在まで引き継がれてきたものであり、獣類ではニホンカモシカ等の大型獣類をはじめ52種が、また、鳥類ではイヌワシ等の猛禽類や「県鳥」であるガン類を含め396種の生息が報告(宮城県レッドリスト2021年版、「宮城県レッドデータブック2016年版」より)されている。特に、ラムサール条約登録湿地である「伊豆沼・内沼」、「蕪栗沼・周辺水田」、「化女沼」及び「志津川湾」を含む県北地域は、全国に飛来するガン類の80%から90%が越冬するなど国内最大級の渡り鳥の越冬地となっている。

今後とも、これら野生鳥獣の一層の保護繁殖を図るとともに、過去から引き継がれてきた県内の多様な鳥獣相を保全し、次代に引き継ぐことができるよう、鳥獣の生息状況等に応じた適切な鳥獣保護区の指定(再指定を含む。)及び見直し等を行う。

ロ 指定区分ごとの方針

本計画の期間内においては、次の指定方針に基づき、鳥獣保護区の適切な指定(期間更新を含む。)及び見直し等を行う。

(イ) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図り、生物多様性の確保に資することを目的として、多様な野生鳥獣が生息する地域、野生鳥獣の生息密度の高い地域、天然林等の植生が野生鳥獣の生息に適している地域などを必要に応じて指定する。

(ロ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め当該地域に生息する多様な鳥獣相を維持することを目的として、主に県境の山岳地帯となっている地域などを必要に応じて指定する。

(ハ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する水鳥等の渡り鳥の保護を図ることを目的として、これらの渡来地である湿地、湖沼、干潟等のうち、必要な地域を指定する。

(ニ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類及びコウモリ類の保護を図ることを目的として、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち、必要な地域を指定する。

(ホ) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省レッドリスト2020又は宮城県レッドリスト2021年版(宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物一覧2021年版)の絶滅危惧I類及びII類に掲載されている鳥獣などの生息地のうち必要な地域を指定する。

(へ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域を指定する。

(ト) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保又は創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

区 分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					
				R 4年度	R 5	R 6	R 7	R 8	計(B)	R 4年度	R 5	R 6	R 7	R 8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	49	箇所	2	2	3	5	5	17						
	面積	50,570	変動面積	948ha	3,782	2,796	2,742	9,056	19,324	ha					
大規模生息地	箇所	2	箇所			1	1		2						
	面積	46,327	変動面積	ha		27,702	18,625		46,327	ha					
集団渡来地	箇所	3	箇所	1	1				2						
	面積	12,743	変動面積	12,414ha	50				12,464	ha					
集団繁殖地	箇所	1	箇所	1					1						
	面積	71	変動面積	71ha					71	ha					
希少鳥獣生息地	箇所	9	箇所	1			2	2	5						
	面積	12,705	変動面積	693ha			2,095	465	3,253	ha					
生息地回廊	箇所	—	箇所												
	面積	—	変動面積	ha						ha					
身近な鳥獣生息地	箇所	29	箇所	3	4	11	2	1	21						
	面積	23,549	変動面積	13,835ha	399	796	388	3,220	18,638	ha					
計	箇所	93	箇所	8	7	15	10	8	48						
	面積	145,965	変動面積	27,961ha	4,231	31,294	23,850	12,741	100,077	ha					

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第2表)

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の	計画終了時の
R 4年度	R 5	R 6	R 7	R 8	計(D)	R 4年度	R 5	R 6	R 7	R 8	計(E)	増△減※1	鳥獣保護区※2
						2	2	3	5	5	17	0	49
ha						948	3,738	2,796	2,738	9,056	19,276	48	50,618
								1	1		2	0	2
ha								27,702	18,625		46,327	0	46,327
						1	1	1 ※3			3	△1	1
ha						12,414	50	279			12,743	△279	12,464
						1					1	0	1
ha						71					71	0	71
						1			2	2	5	0	9
ha						693			2,095	465	3,253	0	12,705
													—
ha													—
						4	4	11	2	1	22	△1	28
ha						14,441	416	793	404	3,220	19,274	△636	22,531
						9	7	16	10	8	50	△2	91
ha						28,567	4,204	31,570	23,862	12,741	100,944	△867	145,098

※1) 箇所数：(B)-(E)，面積：(B)+(C)-(D)-(E)

※2) 箇所数：(A)+(B)-(E)，面積：(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

※3) 南郷鳥獣保護区については、令和6年度期間満了までに検討を行う。

鳥獣保護区の新規指定計画なし

(3) 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動面積	異動後 の面積			
令和4年度	身近な鳥獣生息地	仙台	期間更新	13,483	0	13,483	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	仙台
		相野沼	期間更新	116	0	116	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	北部
		矢本海浜	期間更新	236	0	236	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	東部

		岩出山	解除	606	△606	0		狩猟鳥獣（イノシシを除く。）捕獲禁止区域への指定変更を予定	北部
	森林鳥獣生息地	鳴瀬	期間更新	558	0	558	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	東部
		四ヶ銘	期間更新	390	0	390	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	大河原
	集団渡来地	松島	期間更新	12,414	0	12,414	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	仙台 東部
	集団繁殖地	江ノ島 列島	期間更新	71	0	71	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	東部
	希少鳥獣生息地	万石浦	期間更新	693		693	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで	期間更新	東部
	計	9箇所		28,567	△606	27,961			
令和5年度	身近な鳥獣生息地	朝日山	期間更新	91	0	91	令和5年11月1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	仙台
		三本木	期間更新	148	0	148	令和5年11月1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	北部
		清水沢	期間更新	87	△11	76	令和5年11月1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	北部
		松山	期間更新	90	△6	84	令和5年11月1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	北部
	森林鳥獣生息地	桃浦	期間更新	596	0	596	令和5年11月1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	東部
		花山	期間更新	3,142	44	3,186	令和5年11月1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	栗原
	集団繁殖地	小泉	期間更新	50	0	50	令和5年11月1日から 令和25年10月31日まで	期間更新	気仙沼
	計	7箇所		4,204	27	4,231			
令和6年度	身近な鳥獣生息地	津田	期間更新	34	0	34	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	大河原
		関	期間更新	40	0	40	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	大河原
		門野山	期間更新	14	0	14	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の移動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前 の面積	異動面積	異動後 の面積			
令和6年度	身近な鳥獣生息地	御成山地区	期間更新	260	0	260	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台
		鳴瀬川	期間更新	165	0	165	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台 北部 東部
		亀ヶ森	期間更新	100	0	100	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	東部
		稗畑	期間更新	14	0	14	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	東部
		廻館	期間更新	60	0	60	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	気仙沼
		森郷	期間更新	39	0	39	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台
		川内	期間更新	58	5	63	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	栗原
		判官森	期間更新	9	△2	7	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	栗原
	森林鳥獣生息地	谷山	期間更新	756	0	756	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	大河原
		富谷	期間更新	1,260	0	1,260	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	仙台
		田束山	期間更新	780	0	780	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	気仙沼
	集団渡来地	南郷	期間満了	279	△279	0	令和6年10月31日まで	期間満了 <small>(令和6年度期間満了までに検討を行う)</small>	北部
	大規模生息地	蔵王連峰	期間更新	27,702	0	27,702	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで	期間更新	大河原 仙台
	計	16箇所	期間更新	31,570	△276	31,294			
令和7年度	身近な鳥獣生息地	金山	期間更新	176	0	176	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	東部
		新堤	期間更新	228	△16	212	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	北部 栗原
	森林鳥獣生息地	次郎太郎山	期間更新	691	0	691	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	大河原

		金津	期間更新	230	0	230	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	大河原
		六角牧場	期間更新	500	4	504	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	北部 栗原
		吹上	期間更新	760	0	760	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	北部
		飯野川	期間更新	557	0	557	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	東部
	希少鳥獣生息地	翁倉山	期間更新	1,135	0	1,135	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	東部
		金華山	期間更新	960	0	960	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	東部
	大規模生息地	栗駒	期間更新	18,625	0	18,625	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで	期間更新	栗原 北部
	計	10箇所	期間更新	23,862	△12	23,850			
令和8年度	身近な鳥獣生息地	船岡	期間更新	3,220	0	3,220	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	大河原
	森林鳥獣生息地	堂平山	期間更新	1,225	0	1,225	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	大河原
		斗蔵山	期間更新	205	0	205	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	大河原
		田代	期間更新	1,574	0	1,574	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	北部
		大崎西部	期間更新	5,792	0	5,792	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	北部
		旭山	期間更新	260	0	260	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	東部
	希少鳥獣生息地	鳥の海	期間更新	180	0	180	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	仙台
		お伊勢浜	期間更新	285	0	285	令和8年11月1日から 令和28年10月31日まで	期間更新	気仙沼
	計	8箇所		12,741	0	12,741			
	合計	50箇所		100,944	△867	100,077			

2 特別保護地区の指定
(1) 方針

イ 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区の指定は、鳥獣保護区の区域内で植生・地形等の自然的条件から見て、野生鳥獣の生息環境として特に保全を必要とする重要な地域について、工作物の設置や立竹木の伐採等に一定の制限を加えるもので、これまで設置目的に適合した10か所8,807haの指定を行っている。

特別保護地区については、鳥獣の保護のみならず、鳥獣保護区の区域内において鳥獣の生息地の保護を図るために中核的な区域を指定するものであるため、「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」（令和3年環境省告示第69号。以下「基本指針」という。）の考え方に従い、鳥獣の生息状況の変化に応じて、適切な区域指定を行う。

ロ 指定区分ごとの方針

本計画の期間内においては、以下の指定方針に基づき、特別保護地区の適切な指定(再指定を含む。)及び見直しを行う。

(イ) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定する。

(ロ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において特に必要と認められる中核的區域について指定する。

(ハ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥類の採食場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定する。

(ニ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するために特に必要と認められる区域について指定する。

(ホ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖・採食場の確保のため特に必要と認められる区域について指定する。

(ヘ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として保全する必要があると特に認められる区域について指定する。

(ト) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上特に必要と認められる区域について指定する

(2) 特別保護地区指定計画

(第4表)

区 分	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区 (再指定も含む。)					本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
			R4年度	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	3	箇所		1			1						
	面積	315	変動面積	ha	61			61	ha					
大規模生息地	箇所	2	箇所		1	1		2						
	面積	3,877	変動面積	ha	2,605	1,272		3,877	ha					
集団渡来地	箇所	1	箇所	1				1						
	面積	3,444	変動面積	3,444ha				3,444	ha					
集団繁殖地	箇所	1	箇所	1				1						
	面積	49	変動面積	49ha				49	ha					

希少鳥獣生息地	箇所	2	箇所				2		2					
	面積	1,022	変動面積	ha			1,022		1,022	ha				
生息地回廊	箇所		箇所											
	面積		変動面積	ha						ha				
身近な鳥獣生息地	箇所	1	箇所	1					1					
	面積	100	変動面積	100ha					100	ha				
計	箇所	10	箇所	3		2	3		8					
	面積	8,807	変動面積	3,593ha		2,666	2,294		8,553	ha				

(第5表)

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区 (再指定も含む。)						計画期間中の 増△減※1	計画終了時の鳥 獣保護区※2
R4年度	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(E)		
								1			1	3	
ha						ha		61			61	315	
								1	1		2	2	
ha						ha		2,605	1,272		3,877	3,877	
						1					1	1	
ha						3,444ha					3,444	3,444	
						1					1	1	
ha						49ha					49	49	
									2		2	2	
ha						ha			1,022		1,022	1,022	
ha						ha							
						1					1	1	
ha						100ha					100	100	
						3		2	3		8	10	
ha						3,593ha		2,666	2,294		8,553	8,807	

※1) 箇所数：(B)-(E)，面積：(B)+(C)-(D)-(E)

※2) 箇所数：(A)+(B)-(E)，面積：(A)+(B)+(C)-(D)-(E)

既設鳥獣保護区特別保護地区の変更計画

(第6表)

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	面積 (ha)	変更後の指定期間
令和4年度	集団渡来地	松島	期間更新	3,444	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで
	身近な鳥獣生息地	仙台	期間更新	100	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで
	集団繁殖地	江ノ島列島	期間更新	49	令和4年11月1日から 令和24年10月31日まで
計		3箇所		3,593	
令和6年度	森林鳥獣生息地	谷山	期間更新	61	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで
	大規模生息地	蔵王連峰	期間更新	2,605	令和6年11月1日から 令和26年10月31日まで
	計		2箇所		2,666
令和7年度	大規模生息地	栗駒	期間更新	1,272	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで
	希少鳥獣生息地	翁倉山	期間更新	62	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで
		金華山	期間更新	960	令和7年11月1日から 令和27年10月31日まで
	計		3箇所		2,294
合計		8箇所		8,553	

3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定等

(1) 方針

イノシシ又はニホンジカの第二種特定鳥獣管理計画区域内で、イノシシ又はニホンジカによる被害が確認されている鳥獣保護区については、これらの捕獲を可能とし、それ以外の狩猟鳥獣の狩猟捕獲を禁止とする「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」へ一時的に指定変更等を行い、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

(第7表)

年度	名称	所在地	区分	面積(ha)	捕獲等を禁止する狩猟鳥獣	指定期間
令和4年度	岩出山	大崎市	新規指定	592	イノシシ以外	令和4年11月1日から 令和9年10月31日まで (5年間)
令和6年度	蕃山権現森	仙台市	期間更新	2,528	イノシシ以外	令和6年11月1日から 令和11年10月31日まで (5年間)
	奥武士			650		
	大倉ダム			1,500		
合計	4カ所			5,270		

4 休猟区の指定

(1) 指定に関する中長期的な方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りが無いよう配慮し、休猟区の指定期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定を検討する。

休猟区1か所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるほか、面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するとともに、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。また、指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、あわせて、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

(2) 本計画期間における指定

本計画期間においては、狩猟者が減少傾向にあることや狩猟鳥獣の生息数に著しい減少が見られないことから、本計画期間中には新たな指定を行う予定はない。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の指定目的を達成し、当該地区の範囲を明確にするため、制札や案内板等の標識を設けるなど、管理のための施設を整備する。また、鳥獣の観察に適する場所には、人と鳥獣のふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、「野鳥の森」の観察路等の整備及び維持管理を行う。さらに、野生鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締りや各種施設の管理のため、地方振興事務所担当職員や鳥獣保護管理員により、定期的に鳥獣保護区内の調査及び巡視を行う(本県においては、自然保護員設置規則(昭和47年宮城県規則第74号)により、自然保護員が鳥獣保護及び管理並びに狩猟に関する職務に従事する場合には、鳥獣保護管理員とみなす規定となっているもの)。

なお、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、鳥獣の生息地の復元、特定の鳥獣の捕獲等を行うなどの保全事業の実施を検討する。

(2) 整備計画

イ 管理施設等の設置

(第8表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標識類の整備	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修	(全鳥獣保護区) 制札, 案内板等 の設置, 補修

ロ 利用施設の整備

(第9表)

区 分	現 況	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
観察路, 観察舎等の 整備	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理	(仙台) 鉤取野鳥の森 の維持管理
	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理	(蔵王連峰) 蔵王野鳥の森 の維持管理
営巣, 給餌環境の整 備・改善事業	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置	(全鳥獣保護区) ・餌木の植栽 ・巣箱の設置

ハ 調査、巡視等の計画

(第10表)

区 分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理員等	箇所数	93	92	92	91	91
	人数	77	77	77	77	77
管理のための調査の実施		(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等	(全鳥獣保護区) ○通常巡視により実施 ・生息状況の把握 ・標識等の管理 ・違法捕獲監視等

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

イ 絶滅のおそれのある鳥獣，特に猛禽類に関しては，「宮城県猛禽類生息状況調査報告書(環境影響生物基礎調査業務)」(2014-2016年)の提言を踏まえ，傷病等により保護収容し，治療後放鳥が困難と判断されたものは，必要に応じて人工増殖への活用を図る。

ロ ガン類に関しては，仙台市八木山動物公園において実施されていたシジュウカラガンの羽数回復事業により放鳥された個体を始めとする冬鳥の渡り状況等の把握に努める。

ハ 事業の実施に当たっては，県猟友会，自然保護団体，仙台市八木山動物公園及び環境省猛禽類保護センターと連携を図る。

(2) 人工増殖計画

(第11表)

年 度	希少鳥獣等		備 考
	鳥獣名	実施方法	
令和4年度 ～ 令和8年度	ワシ，タカ類 ガン類	傷病救護個体のうち，治療後放鳥不可能なものについて，人工増殖を図り個体数維持に努める。 なお，人工増殖に際しては，当該個体の増殖を必要とし，かつ，技術を有する施設へ依頼し実施する。	絶滅のおそれのある鳥獣の人工増殖については，仙台市八木山動物公園の協力を得て実施する。

2 放鳥獣

方針

狩猟鳥獣である哺乳類及び外来種の鳥類に関しては，生態系に影響を及ぼすおそれがあるため，保護繁殖上必要な場合を除き，放鳥獣(傷病鳥獣や錯誤捕獲の放鳥獣は除く。)しない。また，ペット動物の逃げ出し・遺棄は，それらの野生化を招き，既存生態系を破壊する可能性が高いことから，関係機関において，ペット動物の適正な飼養及び保管について，ペット販売店や飼い主への指導及び啓発に努める。

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

イ 対象種

以下のいずれかに該当する鳥獣を希少鳥獣とする。

- (イ) 環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣及び本県レッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣
- (ロ) 絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類から外れたものの、保護又は管理の手法が確立しておらず、計画的な保護又は管理の手法を検討しながら保護又は管理を進める必要がある鳥獣として環境省令で定める鳥獣
- (ハ) 絶滅のおそれのある地域個体群(必要に応じ、希少鳥獣として取り扱う)

ロ 保護及び管理の考え方

希少野生生物の生息状況や分布域などについて、きめ細かな情報を収集するため、県民及び広範な関係者から情報提供を受けることができる希少種情報データベースを整備し、希少野生生物種の保護対策に資する情報収集体制を構築する。また、宮城県レッドデータブックを定期的に改訂し、県民の自然保護意識の高揚を図りながら、貴重な野生生物の生息地の保全及び種の保護保全について、県民の理解と協力を求めていく。

加えて、宮城県レッドデータブック等で絶滅のおそれがある野生生物のうち、特に保護を図る必要がある種について、その捕獲、採取等を規制しこれらを保護するため、希少野生生物種の保護・種の保存に関する条例又は指針等を制定し、生息区域の保全を図るなど、希少野生生物種の保護及び保全に向けた具体的取組を行う。

希少猛禽類の保護対策については、平成28年1月に取りまとめた「宮城県猛禽類生息状況調査報告書」を活用するとともに、イヌワシ、クマタカ及びオオタカの3種を中心に、引き続き県内の生息状況、繁殖実績等の情報収集に努める。また、希少猛禽類の繁殖に影響を及ぼす可能性がある開発行為に対しては、「猛禽類保護の進め方(改定版)」(環境省編)に基づき指導や専門家の紹介等を行う。さらに、生息環境の維持改善(鉛中毒事故の防止を含む。)、傷病猛禽類の保護及び治療並びに人工増殖への活用等を実施する。

(2) 狩猟鳥獣

イ 対象種

法第2条第7項に基づき環境省令で定める鳥獣

ロ 保護及び管理の考え方

長期にわたり狩猟鳥獣として種を維持するため、狩猟で適正な捕獲が行われるよう指導するとともに、生息数の減少が認められる狩猟鳥獣については、自然保護員の協力を得ながらモニタリング調査を行う。また、農林水産業や生活環境に被害を及ぼす狩猟鳥獣については、狩猟者と地域住民との連携・協力等を推進し、捕獲も含めた管理・被害防除策をより一層強力に進める。

(3) 外来鳥獣

イ 対象種

我が国に過去又は現在の自然分布域を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。なお、我が国に自然分布域を有しているが、過去又は現在の自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に導入され、農林水産業又は生態系等に係る被害を生じさせている又はそのおそれがある鳥獣についても同様の取扱いとする。

ロ 保護及び管理の考え方

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進して、その被害の防止を図る。また、自然分布域を超えて国内の他地域に人為的に野外導入されることがないように、適正飼養等の普及啓発に努める。

おって、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。)を遵守し、特に特定外来生物として指定される種については、飼育・販売・輸入等の規制があることを周知するとともに、動物愛護担当課と連携し、生態系、人の生命・身体及び農林水産業に悪影響を与える可能性のあるペット等の逸走について、速やかに対応する。

(4) 指定管理鳥獣

イ 対象種

法第2条第5項に基づき環境省令で定める鳥獣

ロ 保護及び管理の考え方

指定管理鳥獣の効果的な捕獲等を実施するため、第二種特定鳥獣管理計画を踏まえて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、同事業を実施する。なお、指定管理鳥獣の効果的な捕獲等をするため、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成する。また、指定管理鳥獣の適切な管理のため、個体数推定等を実施して、県内における当該鳥獣の生息状況等の把握に努めるとともに、生活環境、農林業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

さらに、市町村が「鳥獣による農林水産業等にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号)に基づく被害防止計画を策定して実施する被害防止のための捕獲等との調整を図るなど、関係機関の連携についても配慮する。

(5) 一般鳥獣

イ 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び指定管理鳥獣以外の鳥獣

ロ 保護及び管理の考え方

全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況等を踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

一般鳥獣については錯誤捕獲がないよう、県職員や自然保護員が巡視するとともに、水鳥及び猛禽類については鉛中毒死を防止するため指定猟法禁止区域の管理を徹底するなど、一般鳥獣の保護に努める。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次の場合にあつては、許可しないものとする。

イ 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

ロ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ハ 第二種特定鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

ニ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

ホ 鳥獣の愛玩飼養を目的とした捕獲の場合

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法、猟具の所有等

について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

イ わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、くくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマやカモシカ等の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。

(イ) くくりわなを使用した方法の許可申請の場合

① イノシシ、ニホンジカ、クマ類以外の鳥獣の捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12cm以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

② イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合は、原則として、輪の直径が12cm以内で、締付け防止金具を装着したものであり、ワイヤーの直径が4mm以上で、かつ、よりもどしを装着したものであること。

(ロ) とらばさみを使用した方法の許可申請の場合

鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12cmを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣の保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合であること。

(ハ) ツキノワグマの捕獲を目的とする捕獲する許可申請の場合

箱わなに限るものとする。

ロ 標識の装着に関する基準

鳥獣保護管理法第9条第12項に基づく標識の装着を行う。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類等の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできる。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう指導する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)の国内希少野生動植物種から解除されたオオタカについては、原則、鳥獣の管理を目的とする捕獲を認めない。ただし、被害防除対策を講じても被害が顕著であり、被害を与えている個体が特定されている場合には、捕獲を認めることとする。なお、捕獲後、その個体を飼養する場合には、一般流通による密猟の助長を防止する観点から、当面の間、公的機関による飼養を前提とする場合に限り、捕獲を認めることとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は稀少猛禽類の生息地が重複しており、科学的見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない構造及び素材の装弾を使用し、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

イ 研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

(イ) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(ロ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ハ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

(ニ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものであること。

ロ 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ハ 鳥獣の種類・数

研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭又は個)。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭又は個)とする。

ニ 期間

1年以内。

ホ 区域

研究の目的を達成するために必要な区域とする。

ヘ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(イ) 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法(以下「禁止猟法」という。)ではないこと。

(ロ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべきではないと認められる場合は、この限りでない。

ト 捕獲等又は採取等後の措置

(イ) 殺傷などを伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(ロ) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下への埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

(ハ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する観点から標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

イ 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)

ロ 鳥獣の種類・数

標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要と認められる種については、この限りでない。

- ハ 期間
1年以内。
- ニ 区域
規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。
- ホ 方法
網、わな又は手捕。
- ヘ 捕獲等又は採取等後の措置
足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等の措置を講じることができる。

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- イ 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、自然保護員その他特に必要と認められる者
- ロ 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)
- ハ 期間
1年以内
- ニ 区域
申請者の職務上必要な区域
- ホ 方法
禁止猟法は認めない。

(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

原則として次の基準によるものとする。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

- イ 許可対象者
国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、国又は地方公共団体から当該事務を受託した者、自然保護員その他特に必要と認められる者
- ロ 鳥獣の種類・数
必要と認められる種類及び数(羽、頭又は個)
- ハ 期間
1年以内
- ニ 区域
必要と認められる区域
- ホ 方法

禁止猟法は認めない。

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

鳥獣の数の調整の実施に当たっての留意事項

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行うものとする。また、実施に当たっての留意事項は鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的の捕獲に準じるものとし、本計画のほか、「宮城県特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領」(平成17年4月1日施行)により基準を定め(許可権限が市町村に移譲されている事務についてはこの限りではない。)、事務の統一化と迅速化を図るものとする。

イ 許可対象者

次のいずれにも該当する者であること。

(イ) 原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の方法による法人に対する許可であつて、以下の①から④の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とする事ができる。

- ① 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
- ② 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
- ③ 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
- ④ 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(ロ) 実施計画を策定した対象市町村長から第二種特定鳥獣の捕獲を依頼された者であること。ただし、県が実施する第二種特定鳥獣の数の調整に係る捕獲にあつては、県の職員又は知事から第二種特定鳥獣の捕獲を委託された者であること。

(ハ) 原則として、過去に狩猟事故及び狩猟違反がないこと。

ロ 鳥獣の種類・数

捕獲頭数は、第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な頭数であること。

ハ 期間

(イ) 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年度にわたる期間は設定しない。

(ロ) 捕獲等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。

(ハ) 狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させる等、適切に対応すること。

ニ 区域

第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。

ホ 方法

(イ) 捕獲に当たっては専門家等の助言・指導を受け効果的な捕獲に努めること。

(ロ) 捕獲人員は捕獲の目的を達成するために必要な人数とすること。

(ハ) 可猟区以外での捕獲は特に慎重を期すこと。

(ニ) 捕獲の実施に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努めること。

(ホ) 事故防止に万全の措置を講ずること。

(ヘ) 空気銃を使用した捕獲は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、ニホンジカ及びイノシシについてはその使用を認めない。ただし、

止めさし等、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

イ 被害の防止の目的での捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)の基本的考え方

野生鳥獣による県内の被害状況として、鳥類では、カルガモ、カラス類等の被害が県下全域で恒常的に発生している。獣類による被害も同様であり、特にニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ及びイノシシは行動圏及び生息域が拡大し、被害を受ける区域も広がっていることから、生息状況や被害状況の把握に努め、保護及び管理、被害防除対策等について市町村を含めた関係機関との連携協力により進めていく。

なお、有害鳥獣捕獲の許可基準においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合(以下「予察」という。)についても許可する基準とする。

ロ 鳥獣による被害発生予察表の作成

(イ) 予察表に係る方針等

予察表は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害の発生地域・時期を推測したもので、これにより、被害の抑制や効率的な防除措置を行うため活用する。

被害等のおそれがある場合に実施する予察捕獲は、被害が大きく、被害時期が一定しているカルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、スズメ、ニュウナイスズメ、ドバト及びキジバト(地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。)を対象として行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣については、この限りでない。また、ニホンザルについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲に努めるほか、ニホンジカ、イノシシについては、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を実施する。

【予察表】

(第12表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												主な被害発生地域	備考			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
カルガモ	水稲, 豆類	←															角田市, 蔵王町, セツ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 丸森町, 名取市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 大和町, 大郷町, 大衡村, 大崎市, 色麻町, 涌谷町, 美里町, 栗原市, 東松島市, 登米市, 気仙沼市	
ハシブトガラス ハシボソガラス	水稲, 野菜, 大豆, 穀類等	←															白石市, 角田市, 蔵王町, セツ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 丸森町, 名取市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 利府町, 大和町, 大郷町, 大衡村, 大崎市, 加美町, 色麻町, 涌谷町, 美里町, 栗原市, 東松島市, 登米市, 気仙沼市, 南三陸町	生活環境被害(糞害)
スズメ ニューナイスズメ	水稲, 野菜	←															白石市, 蔵王町, 名取市, 岩沼市, 富谷市, 大崎市, 栗原市, 東松島市, 登米市, 気仙沼市, 南三陸町	航空機航行障害
ドバト キジバト	水稲, 豆類	←															蔵王町, 名取市, 岩沼市, 富谷市, 亘理町, 山元町, 大崎市, 栗原市, 登米市	
ニホンザル	水稲, 果樹, 穀類, 野菜等	←															白石市, 角田市, 蔵王町, セツ宿町, 川崎町, 丸森町, 山元町, 大崎市, 加美町	生活環境被害(人家侵入)
ツキノワグマ	果樹, 飼料作物, 果樹類等を中心 に農作物全般, 養魚, 養蜂	←															白石市, 蔵王町, セツ宿町, 村田町, 川崎町, 岩沼市, 富谷市, 利府町, 大郷町, 大崎市, 加美町, 色麻町, 栗原市	工作物破壊(畜舎) 生活環境被害(電車事故) 人身被害
ニホンジカ	水稲, 野菜, 造林木	←															岩沼市, 加美町, 石巻市, 女川町, 気仙沼市, 南三陸町	生活環境被害(自動車事故)
イノシシ	水稲, 豆類, イモ類, タケノ コ, 野菜, 飼料作物等農作物全 般	←															白石市, 角田市, 蔵王町, セツ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森町, 名取市, 岩沼市, 富谷市, 山元町, 利府町, 大郷町, 大崎市, 加美町, 色麻町, 栗原市, 気仙沼市, 南三陸町	生活環境被害(道路の掘り返し, 自動車事故)
ニホンカモシカ	豆類, 雑穀, 野菜	←															白石市, 村田町	
ハクビシン	雑穀, 野菜, 果樹	←															白石市, 村田町, 名取市, 岩沼市, 山元町, 利府町, 登米市, 南三陸町	生活環境被害(人家侵入)
タヌキ	果樹, 野菜	←															岩沼市, 名取市, 山元町	
キジ	水稲等	←															亘理町	
カワウ	養魚, 放流魚	←															蔵王町, 川崎町, 仙台市, 加美町, 大崎市, 登米市	
アライグマ	果樹類, 野菜類	←															山元町	

←-----→は生活環境被害, 人身被害等, 農林水産物以外の被害とする

ハ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては, 実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし, また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに, 鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。また, 必要に応じて, 捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

ニ 住居集合地域等における麻醉銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻醉銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定による知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻醉薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

ホ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(イ) 方針

有害鳥獣捕獲は、野生鳥獣による農林水産業被害、生活環境若しくは自然環境の悪化又は人身への被害が現に生じているか若しくはそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、早急な対応が必要と許可権者が認めた場合や指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りでない。

許可時期は、原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう考慮する。

鳥獣保護区及び自然公園内等での許可に当たっては、被害状況を十分に調査した上で、慎重に実施するものとし、生息数が少ないなど保護の必要性が高い鳥獣又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、本計画のほか「宮城県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領」(平成12年4月1日施行)により基準を定め(許可権限が市町村に移譲されている事務についてはこの限りではない。)、事務の統一化と迅速化を図っているが、野生鳥獣の適正管理を図るため、被害・生息状況を把握し、適正な許可基準となるよう、適宜基準を見直ししていく。また、関係諸機関との連携の下、適切な実施期間の設定や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。

なお、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

(ロ) 許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者(市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。)とし、銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第一種銃猟又は第二種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の①から④のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。

- ① 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト、キジバト等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合
 - (i) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において捕獲する場合
 - (ii) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内(使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。)において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合
- ② 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合
- ③ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合
- ④ 法人に対する許可であって、以下の(i)から(iv)の条件を全て満たす場合
 - (i) 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること
 - (ii) 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること
 - (iii) 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと
 - (iv) 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること

(ハ) 許可基準

(第13表)

許可権者	区分	鳥獣名	許可基準					備考
			許可対象者	頭数	期間	区域	方法	
県	特定外来生物(哺乳類及び鳥類)		<ul style="list-style-type: none"> 被害者 被害者若しくは市町村農作物有害鳥獣対策協議会等から依頼された個人若しくは法人(法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を含む。) 	制限しない(捕獲可能な最大の数)	1年以内	被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とする。ただし、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域は、原則として許可しない(特に必要が認められる場合は、この限りでない。)	従来の実績を考慮し、もっとも効果のあるものとする。ただし、規則第10条第3項各号に規定する猟法(第8号を除く。)は、原則として許可しない。 また、ツキノワグマの捕獲に用いるわなは、箱わなに限る。ただし、口頭による緊急捕獲許可及び捕獲個体を止めさしする場合においては銃器の使用を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村鳥獣被害防止計画の許可権限移譲事項に記載されている鳥獣については、当該市町村に権限移譲 事務処理の特例に関する条例第2条の表34の4により、一部市町村に権限移譲 市町村に権限移譲されている鳥獣以外の鳥獣
	第二種特定鳥獣	ニホンジカ			必要な最小限の数			
		ツキノワグマ			1年以内			
	市町村鳥獣被害防止計画対象鳥獣(特定外来生物(哺乳類及び鳥類)及び第二種特定鳥獣を除く。)				30日以内			
	その他の鳥獣				6ヶ月以内			
	鳥類の卵の採取(同時に同種の雛を捕獲する場合を含む。)							
市町村	第二種特定鳥獣	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害者 被害者若しくは市町村農作物有害鳥獣対策協議会等から依頼された個人若しくは法人(法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を含む。) 	制限しない(捕獲可能な最大の数)	1年以内	被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とする。ただし、規則第7条第1項第7号ハからチまでに掲げる区域は、原則として許可しない(特に必要が認められる場合は、この限りでない。)	従来の実績を考慮し、もっとも効果のあるものとする。ただし、規則第10条第3項各号に規定する猟法(第8号を除く。)は、原則として許可しない。 また、ツキノワグマの捕獲に用いるわなは、箱わなに限る。ただし、口頭による緊急捕獲許可及び捕獲個体を止めさしする場合においては銃器の使用を可能とする。	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理の特例に関する条例第2条の表34の3により、一部の鳥獣は市町村に権限移譲(※1) 各市町村鳥獣被害防止計画の許可権限移譲事項に記載されている鳥獣については、当該市町村に権限移譲
		ニホンザル		必要な最小限の数				
	市町村鳥獣被害防止計画対象鳥獣(特定外来生物(哺乳類及び鳥類)及び第二種特定鳥獣を除く。)				30日以内			
	その他の鳥獣							

※1 スズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、キジバト、ドバト、ゴイサギ、ノイヌ、ノネコ、ニホンザル、イノシシ、ノウサギ、タヌキ及びハクビシン

へ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(イ) 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係各部署・市町村との連携を強化する。また、県内各市町村に設置されている農作物有害鳥獣対策協議会等を支援し、適正な捕獲が実施されるための体制整備を図る。

猟友会会員で構成される捕獲隊員については、高齢化が進んでおり、隊員数も減っていることから、後継者の育成を図り、隊員の技術向上のための研修会実施について支援する。

(ロ) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第14表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
ツキノワグマ ニホンザル ニホンジカ イノシシ	被害発生地域	効率的な捕獲方法の確立及び錯誤捕獲防止の徹底

(ハ) 指導事項の概要

ア 市町村における有害鳥獣捕獲の事務取扱要領の制定(改正)を指導する。

イ 捕獲隊編成に当たっては、捕獲技術の優れた者及び捕獲のための出動の可能な者を隊員として編成するよう指導する。

ウ 市町村長は、捕獲隊に責任者を置き、安全かつ効果的な捕獲活動に万全を期する。

エ 捕獲隊の責任者は、常時市町村、管轄警察署、地元自治会等関係者との連絡調整に努める。

オ 被害の実態が広域的かつ恒常的な場合や生息密度の高い鳥獣による場合には、市町村間の連携を密にして、共同捕獲を実施したり、必要に応じて市町村を越えた広域捕獲を行うなど効果的な実施を指導する。

カ 県は、野生鳥獣による農林水産物被害対策等に関する関係部局間の連携の強化を図る。また、市町村農作物有害鳥獣対策協議会等に対し、防除技術や被害実態の情報を提供し、効果的な被害対策が図られるよう指導する。

6 その他特別の事由の場合

それぞれの事由ごとの許可の範囲については、原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

イ 許可対象者

博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ロ 鳥獣の種類・数

展示の目的を達成するために必要な種類及び数(羽、頭又は個)。

ハ 期間

6か月以内。

ニ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ホ 方法

禁止猟法は認めない。

(2) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

イ 許可対象者

鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。

ロ 鳥獣の種類・数

人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数(羽又は個)とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。

ハ 期間

6か月以内。

ニ 区域

県の区域内(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

ホ 方法

網、わな又は手捕。

(3) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的

イ 許可対象者

祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟や他の目的での捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)

ロ 鳥獣の種類・数

伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数(羽、頭又は個)。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

ハ 期間

30日以内。

ニ 区域

規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

ホ 方法

禁止猟法は認めない。

(4) 前各号に掲げるもののほか公益上の必要があると認められる目的

捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断する。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱う。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断する。

7 その他、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

(1) 捕獲許可した者への指導

イ 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設し、山野に放置することのないよう指導する。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として

規則第19条で定められた場合を除く。)

豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導を徹底する。また、県は捕獲実施主体が行う防疫措置の作業負担及び費用負担を軽減するための施策や補助について、必要な情報提供を行うよう努める。被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、国内で密猟されたり違法に輸入されたりした個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)に準じ、できる限り苦痛を与えない方法とする。

さらに、錯誤捕獲した個体は原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は鳥獣保護管理法第9条第1項違反となる場合があることについて、あらかじめ申請者に対して十分周知を図る。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放鳥獣は適切ではないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し適切に対応するよう努めることとする。

(2) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

(3) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導する。

(4) 錯誤捕獲の防止

わなの適正な使用を徹底することに加え、ツキノワグマやカモシカ等の生息地であって錯誤捕獲のおそれがある場合には、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマやカモシカ等の出没状況を確認しながら、わなの形状、餌による誘引方法等の工夫に加え、設置場所の変更も含めて検討し、錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続を行うものとする。

また、県は市町村等が行う錯誤捕獲防止対策に対し、活用できる事例や補助事業等の情報提供に努める。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、対象とする市町村や種を限定した上で、事務処理の特例に関する条例又は鳥獣被害防止特措法に基づいて、適切に市町村長に移譲され、第二種特定鳥獣管理計画との整合等、制度の円滑な運営が図られるよう努める。また、絶滅のおそれのある地域個体群又は保護の必要性が高い種若しくは地域個体群に係る捕獲許可の権限を市町村長に移譲する場合等、移譲後特に慎重な保護が求められる場合は、当該市町村における十分な判断体制の整備等に配慮する。

知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に移譲する場合は、法、規則、基本指針及び本計画に従った適切な業務の施行並びに知事に対する許可事務の執行状況の報告が行われるよう指導する。

なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町村に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町村間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮する。

(6) 鳥類の飼養の適正化

イ 方針

野生鳥獣は本来自然のままに保護すべきであり、愛玩飼養は野鳥の乱獲及び生息数の減少に結びつくことから、新規の登録は認めないこととし、県民に対して広く普及指導を行う。また、飼養登録の更新に当たっては、飼養個体のすり替え防止を徹底し、飼養の適正化を図る

ロ 飼養適正化のための指導内容

(イ) 県ホームページなどの広報媒体を利用して鳥獣保護思想の普及を図る。

(ロ) 現在飼養登録されている個体については、次の点に留意し、個体のすり替えがないことを確認する。

① 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証(足環)を照合し確認した上で行うこと。

② 平成元年度の装着許可証(足環装着)導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

③ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。

④ 平成24年度以前に愛玩飼養で許可された個体の飼養継続またはその個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認しつつ、できるだけ放鳥獣させる等、第三者からみて違法性を疑われる飼養が継続されることのないようにすること。

(ハ) 研修会等を通じ、傷病鳥獣救護に携わる県民ボランティアに飼養登録制度の周知を図る。

(ニ) 違法飼養の防止を図るため、警察機関と連携を図りながら、鳥獣行政事務担当職員・鳥獣保護管理員等による定期的な巡視指導を行う。

(7) 販売禁止鳥獣等の販売許可

イ 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、次の2点のいずれにも該当する場合に権限を有する市町村長に許可するよう指導する。

(イ) 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に掲げる目的に適合する。

(ロ) 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがない。

ロ 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地、販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所(同一地域個体群)などとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域(銃)(旧銃猟禁止区域)については、出猟者と住民の接する機会の多い地域、また見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、その指定に努めてきた結果、第12次鳥獣保護管理事業計画終了時で79か所44,390haが指定され、銃猟による危険の未然防止に重要な役割を果たしてきた。本計画期間内においては、指定期間の満了する地域の更新を行うとともに、都市近郊の住宅地が拡大傾向にあることや県民の自然志向の高まりを背景に、野外レクリエーション活動の活発化が予想されることから、これら多くの住民が集合する地域を随時必要に応じて指定する。

特定猟具使用禁止区域(わな)については、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション

ヨン等の目的のため利用する者が多いと認められる場所その他わな猟による事故発生のおそれが高い地域を指定の対象とする。
本計画期間内においては、市町村、県猟友会等関係機関を通じて該当箇所の把握を行うとともに、必要に応じて指定する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第15表)

		既指定特定猟具禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域 (再指定を含む。)					本計画期間に区域拡大する特定禁止区域						
				R4年度	R5	R6	R7	R8	計(B)	R4年度	R5	R6	R7	R8	計(C) ※3
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	79	箇所	5	3	2	3	3	16	1					1
	面積	44,390ha	変動面積	1,528	222	1,022	434	434	3,640	66					66

(第16表)

		本計画期間に区域減少する特定猟具禁止区域					本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する 特定猟具禁止区域(再指定を含む。)					計画期間中の増減 (減:△) ※1	計画終了時の特定 猟具禁止区域※2		
		R4年度	R5	R6	R7	R8	計(D)	R4年度	R5	R6	R7			R8	計(E)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							5	3	2	3	3	16		79
	面積							1,528	228	1,022	398	434	3,610	30	44,420ha

※1) 箇所数については (B) - (E) , 面積については (A) + (B) - (E)

※2) 箇所数については (A) + (B) - (E) , 面積については (A) + (B) + (C) - (D) - (E)

※3) (C)については、計画期間内に再指定する箇所なので、※2の計算式にはあてはめない

(3) 特定猟具使用禁止区域指定等内訳

(第17表)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
令和4年度	岩沼市	岩沼阿武隈川(銃)	26	20年間	再指定					
	加美町	麓(銃)	194	20年間	再指定					
	大崎市	鹿島台(銃)	343	20年間	再指定					
	大崎市	下伊場野	66	令和7年度再指定まで	区域拡大					
	美里町・大崎市	小牛田(銃)	948	20年間	再指定					

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具禁止区域指定所在地	特定猟具禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積	指定期間	備考
	登米市	新山(銃)	17	20年間	再指定					
	計	6箇所	1,594							
令和5年度	大郷町	手樽(銃)	8	20年間	再指定					
	栗原市	一迫(銃)	56	20年間	再指定					
	気仙沼市	面瀬(銃)	158	20年間	再指定			—	—	
	計	3箇所	222							
令和6年度	名取市	広浦(銃)	368	20年間	再指定					
	東松島市	矢本(銃)	654	20年間	再指定			—	—	
	計	2箇所	1,022							
令和7年度	大崎市	下伊場野(銃)	66	20年間	再指定					
	栗原市	有壁(銃)	180	20年間	再指定			—	—	
	登米市	西郡(銃)	188	20年間	再指定					
	計	3箇所	434							
令和8年度	仙台市	茂庭団地(銃)	88	20年間	再指定					
	山元町	中浜区(銃)	324	20年間	再指定			—	—	
	登米市	海上連	22	20年間	再指定					
	計	3箇所	434							

2 指定猟法禁止区域

(1) 方針

イ 鉛製散弾規制区域の指定

県内の水辺域周辺において鉛散弾を小石と間違えて飲み込んだ水鳥が鉛中毒で死亡する事故が発生したことから、県内の主要な水辺域74か所18,663haを指定している。

本計画期間内においては、狩猟期における取締りや巡視など鉛製散弾規制区域の維持管理に努め、水鳥の鉛中毒死の防止を図るものとする。また、代替散弾の開発・流通状況や鉛散弾規制に対する国の動向を把握しながら、必要に応じて規制区域の見直し等適切な指定を行う。

ロ 鉛製ライフル弾規制区域の指定

牡鹿半島地域においては、シカ猟に起因するワシ類の鉛中毒事故の発生が懸念されるため、その防止対策として、鉛製ライフル弾規制区域に指定している(1か所8,537ha)。これまで、鉛中毒事故の発生は報告されていないが、今後も、規制を継続するとともに、発生状況の監視に努める。

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

(第18表)

	既指定猟法禁止区域		本計画期間に指定する指定猟法禁止区域 (再指定を含む。)						本計画期間に区域拡大する指定猟法禁止区域						
			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	計	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	計	
鳥獣を保護するための区域	箇所	75	箇所	1	1	1	1	1	5						
	面積	27,200ha	変動面積	8,537	8,537	8,537	8,537	8,537	42,685						

(3) 指定猟法禁止区域指定内訳

(第19表)

年 度	指定猟法の種類	区域名称	面積(ha)	存続期間	備 考
令和4年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和4年度	期間更新
令和5年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和5年度	期間更新
令和6年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和6年度	期間更新
令和7年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和7年度	期間更新
令和8年度	鉛製ライフル弾	牡鹿半島	8,537	令和8年度	期間更新
計		5箇所	42,685		

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

狩猟に伴う危険防止の観点から、管理された秩序ある狩猟が期待できる猟区の指定の必要がある場合は、県猟友会をはじめ関係団体等に対して必要な助言指導を行う。

(2) 設定指導の方法

猟区の指定候補地の選定について、狩猟団体と地元の理解と協力が得られるよう指導する。

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成及び計画に基づく施策の方針

本県における第一種特定鳥獣保護計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

2 本計画期間における第一種特定鳥獣保護計画の作成

現時点において、本県に生息する各種鳥獣の生息数に著しい減少等は見られないことから、本計画期間中に作成する予定はない。

3 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する方針

(1) 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針

本県における第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

(2) 関係都道府県との連携に関する方針

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする地域個体群が、本県の行政界を超えて分布する場合にあっては、関係する県と協議・調整を行う。

(3) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

(第20表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度	地域個体群の管理と農業・生活被害防止を両立させ、人とニホンザルとの良好な関係を再構築する。	ニホンザル	令和4年度から 令和8年度まで	仙台市、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、山元町、加美町	第五期計画
令和3年度	地域個体群の管理と人身・農林水産業被害防止を両立させ、人とツキノワグマとの共存を図る。	ツキノワグマ	令和4年度から 令和8年度まで	県内全域 (重点区域、計画区域及び観察区域に区分)	第四期計画
令和3年度	地域個体群の生息密度を適正に管理し農林業被害と自然生態系の攪乱を防止し、人とニホンジカとの共存を図る。	ニホンジカ	令和4年度から 令和8年度まで	県内全域(金華山を除く。また、原住区域、拡大区域A、拡大区域B、進出抑制区域及び警戒区域に区分)	第三期計画 【平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施】
令和3年度	生息数及び分布域の拡大を抑制し、農業被害防止を図る。	イノシシ	令和4年度から 令和8年度まで	県内全域 (重点区域及び警戒区域に区分)	第四期計画 【平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業を実施】

(4) 生息環境管理

対象鳥獣の生息環境の保全・整備を図るために、その生息状況を踏まえ、関係機関と調整しながら次のような取組を推進することとする。

- イ 農地周辺の林縁部の刈払い
- ロ 針広混交林への誘導(各市町村森林整備計画と整合した針葉樹と広葉樹とが混生する多様性に配慮した森林づくり)
- ハ 鳥獣保護区の見直し等による生息地の保全
- ニ 天然生林(主として天然の力の活用により成立させ、及び維持する森林)の的確な保全・管理
- ホ 広葉樹林の造成(各市町村森林整備計画と整合した伐採跡地の広葉樹林化及び休止している牧野の広葉樹林の造成)
- ヘ 管理が放棄されている里山の森林整備(下刈り、間伐等)

4 第二種特定鳥獣管理計画に係る実施計画の作成に関する方針

(1) 実施計画の作成及び計画に基づく施策の方針

県及び第二種特定鳥獣管理計画により定められた市町村は、第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため、年度ごとに適切な特定鳥獣管理事業を実施するための実施計画を作成する。

なお、当該実施計画は、別に県が策定する指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画と整合を図るものとする。また、第二種特定鳥獣管理計画の効果的な実施に係る取組を推進するため、関係機関は、鳥獣の生息状況及び鳥獣による被害状況に関する情報を共有し、対象鳥獣の個体群管理とともに被害防除対策と一体的に鳥獣の生息環境の管理を図るなど、総合的な取組の推進に向け、連携を図る。

(2) 計画作成年度・計画作成の目的・対象鳥獣の種類・計画の期間・対象区域

(第21表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
第二種特定鳥獣管理計画期間	第二種特定鳥獣管理計画の目標を効果的・効率的に達成するため	ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	各年度	第二種特定鳥獣管理計画の対象区域 (ただし、ツキノワグマにおいては警戒区域及び観察区域、ニホンジカ及びイノシシにおいては警戒区域を除く)	

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

野生鳥獣の保護管理行政を適正に推進していくためには、各種調査データの集積に努める。特に絶滅のおそれのある種及び農林水産業被害等で人とのあつれきのある種について、更に詳細な生息状況等を調査し、人間と野生鳥獣の共存を図る保護及び管理対策のために必要な基礎的資料を得るとともに、本県における多様な鳥獣相の維持に必要な資料を収集する。

調査の実施に当たっては、関係機関、民間団体等が行っている調査研究活動と連携を図りながら、効率的に実施する。

なお、収集データを活用して、希少種情報データベースを整備し、関係機関への情報提供を目指す。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

獣類については、人とのあつれきのあるもので、更に詳細な生息情報の必要がある種において、生息状況調査を実施し、保護及び管理を図るための資料を得る。鳥類については、県内の生息分布の把握に努めるとともに、必要に応じて希少鳥類の生息(繁殖・渡来)状況を調査し、保護対策のための検討資料を得る。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣について分布、繁殖状況等鳥獣の生態を調査する。

調査の方法は既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査及び現地調査とし、また、狩猟者から提出される捕獲報告書等の活用を図る。

なお、県内に生息する鳥獣のうち、保護及び管理並びに被害防止対策上重要な種については、最新の調査に基づいて鳥獣生息分布図の作成も検討する。

(3) 希少鳥獣保護調査

宮城県レッドリスト及びレッドデータブックの定期的な更新と震災後の状況の変化を継続的に把握するための調査を実施する。

(第22表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
希少野生動物種	毎年度	希少野生動物の生息状況等に関する情報を、現地調査や文献調査により収集し、情報解析を行う。	県内全域	通年

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類生息状況調査

年3回(11月：県下一斉、1月：全国一斉、3月：県下一斉)の調査を実施する。調査員は、県職員及び鳥獣保護管理員を主体として、関係団体等の協力を得て実施する。

なお、調査結果について、渡来地や渡来数の変化等を分析し、鳥類保護のための資料とする。

(第23表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県下全域(渡来地) 調査地点約520か所	毎年度	・各調査日とも調査時間は午前9時から午前11時30分とする。ただし、ガン類の主要渡来地(伊豆沼・内沼、蕪栗沼、化女沼等)については、早朝にガン類の飛び立ち調査を実施する。 ・ハクチョウ類については、繁殖状況を把握するため、年1回成幼比調査を併せて実施する。 ・県下渡来地において種別ごとに渡来数をカウントする。 ・確認地点は、鳥獣保護区等位置図にプロットする。	

(5) 狩猟鳥獣生息調査

ツキノワグマ・ニホンジカ・イノシシについて、狩猟及び有害鳥獣捕獲により捕獲した個体の状況報告に基づき調査し、保護及び管理のための資料に活用する。また、毎年度、狩猟登録者に狩猟の実態について報告を義務づけ、報告書の取りまとめを行う。(第24表)

対象鳥獣	調査年度	調査内容, 調査方法	備考
ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ	毎年度	狩猟及び有害鳥獣捕獲により捕獲した個体について、捕獲者から出猟カレンダーや捕獲調書の提出により実施する。 (調査項目) 捕獲位置, 捕獲場所の特徴, 性別, 体重, 年齢, 捕獲後の処理, 各部の外部計測値, 胃の内容物等	鳥獣の種類によって調査項目は異なる。
その他の狩猟鳥獣	毎年度	調査内容: 出猟調査, 地域別捕獲状況調査, 地域別キジ・ヤマドリ出合調査 調査方法: 狩猟登録者による報告	

(6) 鳥獣管理対策調査

農林水産業に被害を及ぼす野生鳥獣の被害防除方法の確立に資するため、特に人とのあつれきが生じている野生鳥獣について、生息状況, 被害状況及び防除効果等について調査し、適正な第二種特定鳥獣管理計画を策定するための資料とする。(第25表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容, 調査方法	備考
ニホンザル	各年度	生息数, 生息分布, 生息環境, 生態, 農作物被害状況調査等	
ツキノワグマ	各年度	生息動向, 生息数, 農作物被害状況調査等	
ニホンジカ	各年度	推定生息数, 生息環境, 生態, 農作物被害状況調査等	
イノシシ	各年度	推定生息数, 生息環境, 生態, 農作物被害状況調査等	
その他の鳥獣	各年度	農作物被害状況調査等	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定効果を把握するため、必要に応じ既設鳥獣保護区の各種調査を実施する。

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲(登録狩猟, 許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲)においては, 捕獲を行った者から, 法令に基づき, 捕獲場所, 鳥獣種別捕獲数, 処置の概要を報告させているほか, 必要に応じ捕獲年月日, 捕獲個体の性別, 捕獲個体の幼獣・成獣の別, 捕獲努力量, 目撃数等も報告させる。

特に, 指定管理鳥獣については, 収集した捕獲等の情報から, 単位努力量当たりの捕獲数及び目撃数の算定や個体数の推定等を行い, 生息状況や鳥獣捕獲等事業の効果等を評価する。また, 錯誤捕獲については, 特に許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対して, 錯誤捕獲の実態の報告を求めるものとする。

(3) 制度運用の概況情報

県が法に基づいて行う制度の運用の概況を把握し, この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更に生かすとともに, 国に提供する。

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護管理事業を適正かつ円滑に執行するため, 鳥獣保護管理に関する専門的知見を有する人材を含む担当職員(会計年度任用職員を含む。)の適正な配置の検討と資質の向上を図るため研修等の実施に努める。

(2) 設置計画

(第26表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 (環境生活部自然保護課野生 生物保護班)	5	1	6	5	1	6	野生鳥獣の保護及び管理方針の策定等
うち専門的知見を有 する職員							
出 先 (地方振興事務所(地域事務 所)林業振興部森林管理班, 森 林整備班)	7	20	27	7	20	27	有害鳥獣捕獲許可, 傷病鳥獣救護等
うち専門的知見を有 する職員							

(3) 研修計画

(第27表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物研修	環境省	5月中旬	1回	全国	1人	法令等鳥獣行政一般	本庁担当職員
特定鳥獣保護管理研修	環境省	10月中旬	1回	全国	1人	特定鳥獣の保護管理技術	本庁担当職員
狩猟免許事務担当職員研修	県	5月下旬	1回	全県	14人	狩猟免許事務	事務所担当職員
市町村鳥獣保護管理担当者研修	県	4月下旬	7回	ブロック	50人	法令・狩猟行政一般	市町村担当者
ガンカモ類生息状況調査研修会	県	10月中旬	1回	全県	20人	調査方法・鳥類識別技術	事務所担当職員
傷病救護研修会	県	2月中旬	1回	全県	30名	傷病救護対応技術	事務所担当職員

2 鳥獣保護管理員（自然保護員）

(1) 方針

鳥獣保護区等の巡視及び管理並びに狩猟の取締りを適正かつ円滑に実施するため、各地域ごとに1人以上の鳥獣保護管理員を配置する。

なお、鳥獣保護管理員は鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度について経験や知識を有し、熱意のある人材を任用するものとし、鳥獣保護管理員の資質の向上を図るため、計画的に研修を実施する。

(2) 設置計画

(第28表)

基準設置数 (A)	令和3年度末		年 度 計 画						計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	令和4年度	5年度	6年度	7年度	8年度			
71人	77人	108.9%	一人	一人	一人	一人	一人	77人	108.9%	

(3) 年間活動計画

(第29表)

活動内容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等巡視	←												→	
傷病鳥獣の救護	←												→	
狩猟取締り								←					→	
鳥獣生息状況調査	←												→	
ガンカモ科鳥類生息調査								↔		↔		↔		

(4) 研修計画

(第30表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
鳥獣保護管理員研修会	地方振興事務所	4月上旬	7回	ブロック	77人	法令、狩猟行政一般	

3 保護及び管理の担い手の育成及び配置

(1) 方針

野生鳥獣の保護及び管理に関する研修会等への地域住民や関係者の参加を促進し、野生鳥獣の保護及び管理に精通した人材の育成を図り、地域における野生鳥獣の保護及び管理を推進するとともに、学校教育等と連携し、自然保護や野生動物に関する教育の普及に努め、保護及び管理の担い手の育成に資する。

(2) 研修計画

(第31表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備 考
野生鳥獣被害防止対策技術研修	県	4月から3月まで	2回程度	市町村	40人程度	・対策事例や実技演習	

(3) 狩猟者の数の確保及び育成のための対策

有害鳥獣捕獲の実施を支えている狩猟者については、わな猟免許の取得者が増えたことにより、総数は微増に転じたものの、銃猟免許の所持者の減少傾向は変わらないことから、引き続き狩猟の意義、狩猟免許の取得方法等の広報活動をホームページ等を利用して行うとともに、狩猟免許試験の土・日曜日の実施や、要望のある市町村への出張開催などにより、受験者の利便性向上に努める。また、県猟友会と連携して、新たに狩猟免許の取得を目指す若年層等を対象に開催している新人ハンター養成講座や狩猟免許取得から概ね7年程度のいわゆる狩猟初心者の狩猟技能向上を図る新米ハンターレベルアップ講座など、狩猟に関する教習体制の拡充を図るよう努める。

さらに、県猟友会員や市町村を対象に、実施している有害鳥獣捕獲の担い手確保のための事業についても内容を検証し、見直しを図りながら継続して取り組んでいく。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成

本県における認定鳥獣捕獲等事業者数は現在3者であるが、引き続き当該制度を活用し、一定の技能及び知識を持った鳥獣捕獲等事業者の更なる育成・確保を図る。

4 鳥獣保護管理の総合的な拠点整備

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及を図り、人と野生鳥獣が共存する社会づくりを推進するため、傷病鳥獣の保護収容、野生鳥獣保護に関する活動や普及啓発など総合的な機能を備えた施設の将来的な整備に向け、施設の設置環境、施設機能の整備範囲、運営体制等について検討を継続する。

(2) 鳥獣保護管理の総合的な拠点等の施設整備計画

(第32表)

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	備 考
(仮称) 宮城県野生鳥獣 センター	未 定	宮城県	未定	・治療、一時飼養、リハビリ、訓練等の傷病鳥獣保護 ・生息状況や生態などの研究	未定	

5 取締り

(1) 方針

狩猟事故、違法捕獲等の未然防止を図るため、自然保護課及び各地方振興事務所の担当者並びに鳥獣保護管理員を特別司法警察員又は立入検査員に任命するとともに、県警察及び県猟友会との連携を緊密にして、指導取締りの徹底を図る。初猟日や年末年始等については入猟者が多く事故の危険性が高いため、特に重点的に指導取締りを実施する。

なお、各種広報媒体を活用し、違法捕獲等の違反情報を一般県民からも収集できる体制整備を図る。

(2) 年間計画

(第33表)

事 項	実 施 時 期												備 考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
野鳥の卵及び雛の採取の取締り	←		→										
小鳥業者の違法販売及び違法飼養の取締り	←			→									
有害鳥獣捕獲に伴う違反の取締り	←							→					
密猟取締り(かすみ網取締り)	←							→					
狩猟取締り(事故防止及び違法捕獲防止)								←					→

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法(昭和25年法律第226号)における狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣保護管理行政の実施に対し効果的な支出を図る。また、指定管理鳥獣捕獲等事業については、国の支援を受けつつ、必要な支出に努める。

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

本県においては、都市部郊外の開発の進行により、人の生活圏と野生鳥獣の生息圏域が近接しており、また、高齢化や過疎化に伴う農村環境の変化、狩猟者の減少・高齢化などの影響により、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシなどによる農林水産業被害等が恒常的に発生し、生息域も拡大している。これまで、被害防除対策、有害鳥獣捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業等が行われ、一定の効果は挙げられているものの、被害は拡大傾向にあり、科学的な調査に基づくデータの分析と長期的視点に立った保護及び管理が一層求められている。また、これら野生鳥獣の保護及び管理に従事する専門家の育成及び狩猟者の確保対策等も引き続き重要な課題である。さらに、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、一部の野生鳥獣の肉から国の基準を超える放射性物質が検出され、イノシシ肉、ツキノワグマ肉及びニホンジカ肉の出荷制限指示(ニホンジカ肉については一部解除)が出されていることから、その解除に向けたデータ収集のため、今後も継続的な調査の実施が必要である。

2 狩猟の適正化

狩猟鳥獣の種類又は期間、猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の指定、狩猟鳥獣の捕獲数、狩猟期間の制限等を必要に応じてきめ細かに実施する。また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣

の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、柔軟に対処する。

なお、孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組が必要な場合においては、猟友会、農林水産業者など関係者の意見を適切に踏まえ、入猟者承認制度の運用について検討する。

3 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

傷病野生鳥獣の救護は、健全かつ豊かな生活環境の維持につながるとともに、複雑な自然界の仕組みや人間社会との関わりを学ぶ機会となり、人間と野生鳥獣が共存できる社会づくりの推進に貢献するものである。傷病野生鳥獣の野生復帰の可能性を高めるため、効果的かつ機動的な救護を行うとともに、より多くの県民の参加を通して、傷病野生鳥獣の救護活動の推進を図るものとする。

(2) 体制及び傷病鳥獣個体の措置

次に記載のほか、「宮城県傷病野生鳥獣救護ガイドライン」（平成26年4月改定）によるものとする。

イ 救護及び一時飼養

県民等から救護の通報があった傷病野生鳥獣のうち、地方振興事務所長が救護の必要があると判断したものについて、県が協力要請する救護機関(動物病院等)において治療・看護を行い、治療後、早期の野生復帰が困難な場合、知事が委嘱する「アニマルレスキュー隊員」(県民ボランティア)による一時飼養を行う。

ロ 一時飼養への協力の呼びかけ

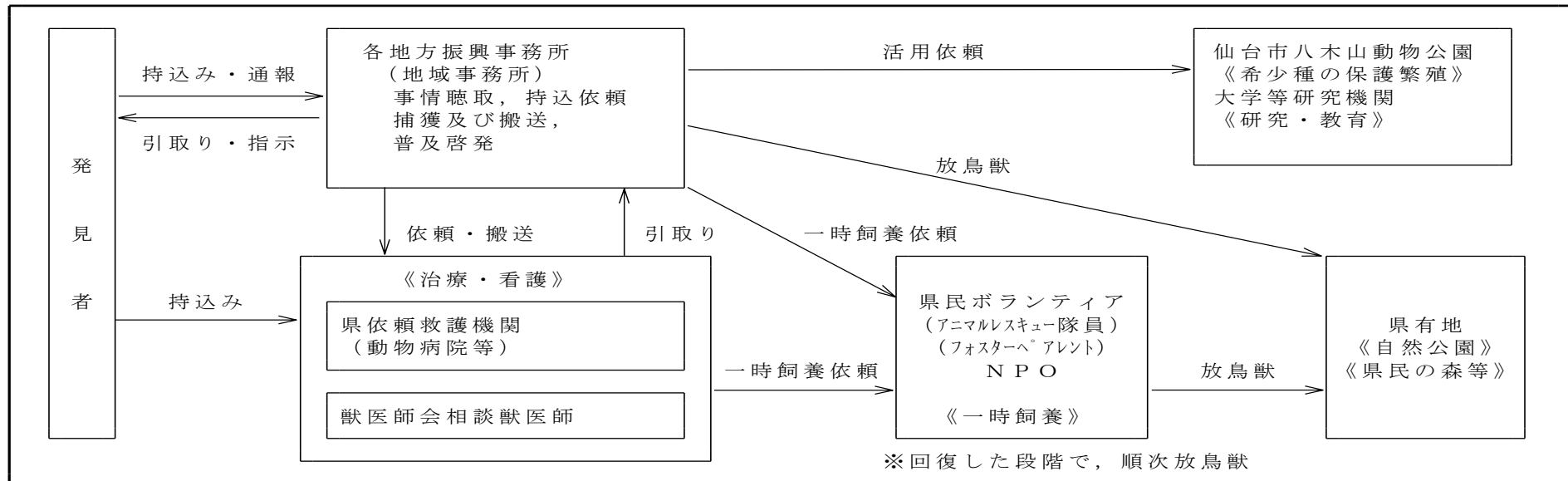
アニマルレスキュー隊員の負担軽減及び傷病野生鳥獣救護活動への県民の幅広い参加促進を図るため、「傷病野生鳥獣フォスターペアレント」事業を実施し、隊員が一時飼養している傷病個体のエサを提供してもらうよう県ホームページを通じて県民に呼びかけを行う。

ハ その他

野生復帰の困難な個体のうち、希少鳥獣については仙台市八木山動物公園の協力による人工増殖への活用を図り、その他の鳥獣についてはボランティアによる長期飼養及び大学等研究機関においての活用を検討する。

さらに、県民が自発的に傷病鳥獣救護に参加できるよう、野生鳥獣の基本的な取扱い方(雛及び出生直後の幼獣への対処、保定方法、感染症対策等)についての普及啓発に努める。特に、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう県ホームページなどの広報媒体を通じて県民に周知徹底を図る。

(第34表)



4 油等による汚染に伴う水鳥の救護

県は、大規模な油汚染事故等複数の行政区域にまたがって大量の傷病鳥獣が発生した場合に備え、関係地方公共団体が、互いに情報の収集や提供等を行い、救護活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。また、民間を含めた地域の関係者に対し、環境省が実施する研修を受講させるよう努める。

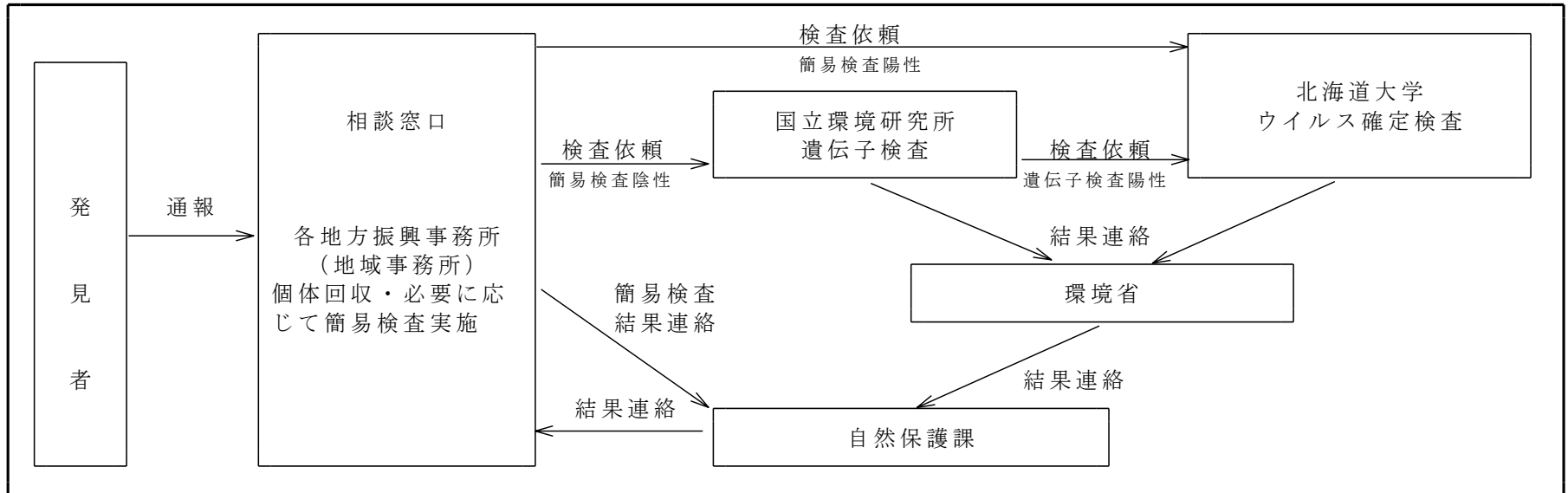
5 感染症への対応

(1) 高病原性鳥インフルエンザについて

人獣共通感染症である高病原性鳥インフルエンザの発生は、人や家きんへの影響のみならず、国内希少野生鳥類への影響も懸念されるため、ウイルスの早期発見及び拡散防止を目的とした調査を実施する。野鳥の不審死など高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる場合には、鳥インフルエンザウイルスの簡易検査を行ったのち、陰性の場合には国立環境研究所にて遺伝子検査が実施される。簡易検査及び遺伝子検査の結果、より詳細な検査が必要となった場合には、北海道大学にて確定検査が実施される。また、鳥インフルエンザウィルスの県内への侵入を早期発見するために、ガンカモ類の新鮮な糞便を採取し、国立環境研究所においてウイルス保有状況調査を行う。

なお、鳥インフルエンザが発生し、又は発生するおそれがある場合には、知事を本部長とする「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部」(農政部所管)が設置され、防疫対策や家畜の安全・衛生対策等が実施される。

平時においては、野鳥への給餌により感染の拡大又は伝播につながらないように、県ホームページへの情報掲載により県民に対し注意を喚起する。



(2) 豚熱(CSF)について

豚、イノシシのウイルス性熱性伝染病で、国内では平成30年9月に26年ぶりに発生が確認された。県内では、イノシシで令和3年6月から多くの感染・死亡個体が発見され、同年12月には養豚場で感染が確認された。県と市町村等の捕獲従事者等が、主にイノシシ生息地域で業務に従事する際は、県農政部で作成された「【宮城版】豚熱・アフリカ豚熱対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」に基づいた防疫措置を実施するよう指導する。

さらに、登山、狩猟等の利用者に対し注意喚起及び普及啓発を行うとともに、「野生イノシシの死体発見時の自治体への通報」、「登山靴の泥汚れを落とすこと」、「野外における「ごみ」の放置禁止」、「養豚関連施設に立ち寄らないこと」などについて、関係者及び県民へ周知を図る。

(3) その他の感染症について

野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止(手袋、マスク等の着用)及び触れた後の感染防止(手洗い、うがい等)について、県民、野生鳥獣関係者及び傷病鳥獣救護従事者に周知を図る。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

イ 方針

野生鳥獣に対する県民の認識と鳥獣の保護及び管理についての普及啓発を図るため、各種広報媒体の活用、県ホームページの充実など、県民一人一人が野生鳥獣に関する基礎的知識を習得し、共存に向けた保護活動が推進できるよう野生鳥獣の生息情報の提供と広報活動の強化を図る。

なお、普及啓発の際には、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明し、生物多様性の保全のためには適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとする。

ロ 事業の年間計画

(第36表)

事業内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
愛鳥週間行事	←												→	ポスターコンクール・餌木の植栽(在来種) ホームページへの情報掲載
情報発信	←												→	

ハ 愛鳥週間行事等の計画

(第37表)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
愛鳥週間行事	餌木の植栽(在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽(在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽(在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽(在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰	餌木の植栽(在来種) ポスターコンクール, 作品展示 功労者表彰
野生生物保護活動 発表大会	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加	保護団体の推薦, 参加
その他	—	—	—	—	—

(2) 安易な餌付けの防止

イ 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止の普及啓発を行い、安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得るとともに、生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置、不適切なわなの誘因餌の管理等、結果として餌付けとなる行為の防止を図り、生態系の保全に努める。

ロ 年間計画

(第38表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
普及啓発活動	←												→	ホームページへの情報掲載 広報誌への掲載	一般県民

(3) 猟犬の適切な管理
方針

猟犬による事故防止を図るため、猟犬の訓練・回収や個体識別措置を徹底させる等、猟犬の管理について狩猟者に注意を促す。

(4) 野鳥の森等の整備

(第39表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
鉤取野鳥の森	昭和47年度	仙台市太白区	75ha	鳥獣保護思想の普及啓蒙に資するため設置	四阿2基, 解説版, 観察路3, 049m	野鳥観察及び自然観察の場の提供	
蔵王野鳥の森	昭和49年度	刈田郡蔵王町	78ha	鳥獣保護思想の普及啓蒙に資するため設置	四阿, 観察舎, 観察路7, 750m	野鳥観察及び自然観察の場の提供	
伊豆沼・内沼水生植物園	平成8年度	栗原市	3ha	水辺の生き物と安全に触れ合え, 豊かな環境を将来世代に引き継ぐための普及啓蒙を行うため設置	大小複数の池に伊豆沼・内沼の水生植物を植栽	伊豆沼・内沼における学習の場の提供	

(5) 愛鳥モデル校の指定

イ 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として、各地方振興事務所管内に、それぞれ期間を定めて指定する。

ロ 指定期間

2か年

ハ 愛鳥モデル校に対する指導内容

探鳥会、講話会等を実施し保護思想の普及を図り、愛鳥週間ポスターコンクールへの応募・餌木の植栽、巣箱の架設等を指導する。
また、活動に必要な自然保護に関する情報の提供、自然観察機材や関係図書の貸出を行う。

ニ 指定計画

(第40表)

区 分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校・中学校	—	7	7	7	—	7	—	7	7	7	—	7	—	7	7

(6) 水鳥の保護

イ 方針

水辺等に落ちている釣り糸や鉛製のおもりによる水鳥の様々なケガや死を防ぐため、釣り愛好者に対し釣り糸とおもりの持ち帰りを呼びかけ、水鳥の生息域の保全への協力を促す。

ロ 年間計画

(第41表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対 象 者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
啓発活動	←												→	ホームページへの情報掲載折りに触れ呼びかけ	釣り愛好者

(7) 法令の普及徹底

イ 方針

野鳥の違法捕獲及び違法飼養する者が絶えない状況にあることから、愛鳥週間を強化週間とし、各種行事、広報車による巡回及びホームページによる広報を積極的に行う。また、各報道機関に対する広報の依頼、県及び市町村広報誌の活用を図り、法遵守の普及徹底に努める。また、かすみ網は違法捕獲に使用されることが多いことから、その所持等の違法行為(かすみ網の使用、捕獲目的の所持及び販売等)が行われないよう広報媒体を利用して普及徹底を図る。

ロ 年間計画

(第42表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲の規制制度	←												→	広報誌，ホームページ及び広報車を活用しての呼びかけ 愛鳥週間中におけるチラシ等の配布	一般県民

7 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う津波による東京電力福島第一原子力発電所の事故により，現在も野生鳥獣に放射性物質の影響が出ている。ツキノワグマ及びイノシシの肉については国の基準値(100ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出されたことから，県内全域を対象に平成24年6月25日付けで国から出荷制限指示が出され，ニホンジカの肉についても，平成29年12月13日付けで，同様に出荷制限指示が出されており，現在も継続している。このことは狩猟者の狩猟意欲に大きな影響を与えていると言われている。

なお，ニホンジカの肉について，県の出荷・検査方針に基づき適切に管理・検査する体制が整備された処理加工施設において，全頭検査を行い，国の基準値を超えないものに限り，出荷が認められている。

野生鳥獣肉の放射性物質モニタリング調査については，民間業者への業務委託による測定を実施しているところであるが，今後もデータ収集に努め，検査結果を広く公表していくとともに，国の基準値を超えた地域においては食用としての摂取の自粛を要請するなど，必要な対応を継続していく。また，国が行う放射線による自然生態系への影響調査の状況を注視していくこととする。

附 則

この計画は，令和4年4月1日から施行する。